

# 会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回新座市地域密着型サービス運営委員会
開 催 日 時	令和4年10月17日(月) 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 2時30時から 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 3時20分まで
開 催 場 所	新座市役所 本庁舎5階 全員協議会室
出 席 委 員	山口由美委員長、畑中典子委員、原愛委員、石野幸利委員、稲垣一久委員、並木重和委員 計6名
事 務 局 職 員	介護保険課副課長兼事業計画係長 栗山晃代、介護保険課事業計画係主任 山根日和、主事 田島大智 計3名
会 議 内 容	議題 (1) 地域密着型サービス事業者の指定・更新及び廃止の状況について (2) 地域密着型サービス事業者の公募について (3) その他
会 議 資 料	資料1…市内地域密着型サービス事業所の指定及び運営状況等 資料1別紙…地域密着型サービス整備状況マップ 資料2…令和4年度事業者公募事業 新座市地域密着型サービス事業者の選定について
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 <u>非公開</u> (傍聴者 0人)
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議の内容（審議経過、結論等）

1 開会

委員長あいさつ

2 議題〔◎委員長発言 ○委員発言 ●事務局発言〕

(1) 地域密着型サービス事業者の指定・更新及び廃止の状況について  
(事務局から資料1、資料1別紙に基づき説明)

- デイサービスについて、地域密着型以外のデイサービス事業所は市内にあるか。また、何か所あるか。
- 資料1で示している地域密着型通所介護以外に、埼玉県指定の通所介護事業所は19か所ある。
- 資料1の利用者数について、資料1の表面と裏面で事業所の利用者数の値が大きく乖離している事業所があるのは何故か。
- 資料1の表面は、サービス利用実績における新座市の保険者の人数、裏面は埼玉県国保連合会から提供されたデータから作成している。そのため利用者数の計上の仕方に差異があり、複数の単位のある事業所等で、利用者を重複して計上している事業所とそうでない事業所で差が出ている可能性がある。利用者の細かい確認まではできていなかったため、次回開催までに確認する。
- デイサービスを利用する人数が減っていると聞いたので、どれくらい減っているのかを確認したかった。利用者数と定員数は別なのか。利用者数が利用定員を超えている事業所があるが、定員オーバーになっているということか。
- 定員はあくまでも一回の単位で利用できる人数であり、2単位の事業所の場合、利用者数が定員の2倍になることも考えられる。
- 表からではどれくらいのキャパシティに対してどれくらいの利用者があるのかが分かりにくい。
- 運営推進会議等で事業所から聞いた話では、コロナが始まった当初は多少の利用控えもあったが、現在は比較的利用の枠が埋まってきている事業所が多いようだ。地域包括支援センターの職員によると、総合事業においては、利用者が多く、受入れてもらえる事業所が減っているという話もある。以前と比べるとコロナの影響で利用が減っていたり、利用が少なく事業所が空いているという状況は、現在はないようである。需要が増えていることで、情報に敏感な事業者からは新規の事業開設に関する相談等も受けている。新座市だけではなく、介護度が上がってきて、利用者が増えている様子が見られる。
- 利用者のカウントの仕方がおかしいのではないか。委員会の資料としては、利用率のようなものが分かる方が良いのではないか。
- 今後、資料作成については、分かりやすい形となるよう検討する。
- 福祉の里老人デイサービスセンターの廃止について、利用者の方から何故廃止になったのかという問い合わせが多くあった。市ではそうした問い合わせや対応等はあったか。
- 介護保険課ではそうした意見は寄せられなかった。長寿はつらつ課や福祉政策課では1、2件程引き続き利用したいといった相談があったようだ。

## 審議の内容（審議経過、結論等）

廃止に当たっては、利用者の次の受け入れ先をケアマネージャーに任せてしまうのではなく、事業所も協力して探すようお願いをしている。

- 市の直営ということでサービスが手厚く、廃止が残念だという声を多く聞いたが、対応も問題なく、利用者の移行もできたのなら良かった。
- ◎他にご意見等はあるか。
- 裏面の地域密着型通所介護の宿泊サービスについて、サービスの質や安全はだれが点検するものなのか。
- 地域密着型通所介護の宿泊サービスが最初に提供された時は埼玉県が許可をしていた。小規模な通所介護が地域密着型サービスとして位置付けられた際に、市がそれを引き継いでいる。宿泊サービスを提供するにあたっての指針が県で作成されており、その指針に基づいてサービス提供が行われている。また、宿泊サービスは介護保険外のサービスであり、市に強く指導する権限はないが、実地指導の際に宿泊サービスの提供が適切に行われているかを点検、指導している。本来、宿泊サービスは、長期で継続して利用するものではなく、家族のレスパイトや緊急時の対応として利用するものである。利用が長期化していないか、定められた人数を超えて受入れを行っていないか等についても指導を行っている。
- 通所介護からそのまま宿泊サービスまで同じ事業所で受けられるのは利用者にとって便利なものであると思われる。
- 一定の介護度の方にとっては、便利であると思われる。しかし、小規模多機能型居宅介護が充実しているのであれば、そちらに移行していく方が適切ではないかと思われるケースが相当数ある。  
宿泊の事例については、適切利用されているかの確認やサービスの組み合わせ、施設入所などの検討が必要かどうかといったところを運営推進会議で第三者の視点から話し合えれば良いと思う。
- 市が引き継いでいるということだが、介護保険外のサービスであり、隙間で運営されているような印象がある。
- 適切なケアが行われていないのではないかと、望ましくない環境なのではないか、といった懸念もあるが、致し方なく宿泊サービスを使う事例もあり、一定の潜在ニーズがあるのだと感じる。正規の介護保健のサービスがどれくらい必要なのかを分析するうえで活かしていければ良いのではないかとと思う。
- ◎指導や運営推進会議等の場でも適切な運営ができるよう意見していくことで、利用者も家族も安心して利用できるサービスになっていくと思う。

### (2) 地域密着型サービス事業者の公募について

（事務局から資料2に基づき説明）

- ◎何かご意見はあるか。
- 公募をしている応募結果の2件について、違う圏域のものか。
- 同じ圏域で応募が来ている。
- 募集する事業者は1か所か。
- 1か所である。定期巡回のサービス自体が運営が難しいと思われる面がある。国でも進めているサービスであり、在宅介護を支える重要なサービスの一つではあるが、事業所を多く整備し過ぎてしまうことで経営が立ち行

## 審議の内容（審議経過、結論等）

かなくなる事態も考えられるため慎重に進めていきたい。

- 市内の定期巡回は利用者が増えていないように思うが変化はあるか。
- 少しずつではあるが増えている。定期巡回には定員がないため、人員をそろえて利用者が少なかった、ということになると経営が悪化することも考えられる。そのため、少しずつ利用者を増やし、利用者数に合わせて人員を増やしていくことが多いようだ。
- 今回応募があった事業所はサービス付き高齢者向け住宅と併設されているものか。
- 併設しているところとしていないところの1件ずつの応募があった。
- 通常、施設と併設して開設するところが多い。人員的な調整や利用者の増減に比較的対応しやすい。
- 施設内の利用者の対応と地域の利用者の対応では事業所の負担が大分違うのではないか。
- その通りである。施設利用者ばかりで抱え込みにならないよう、運営推進会議で厳しくチェックしている。地域の利用者も少しずつ増えている。
- 訪問介護の事業所が定期巡回を始めるのは非常に難しい。医療対応、緊急的な判断、オペレーターや看護師との適切な連携が必要とされ、ヘルパーと働き方が大きく異なる。
- 定期巡回随時対応型訪問介護看護はどういった方が利用するものなのか。
- 要介護1以上の方が対象のものである。
- イメージとしては、医療行為が必要なものが多い。24時間ケアが必要な方について、看護師や医療が連携して関わっていく。訪問看護だけではまかないきれない部分もあるので、うまく機能していくと良いと思う。
- ◎基本的に24時間対応するサービスであり、独居の方や夜間におむつ交換や見回りが必要な方など24時間対応してもらえる事業所として需要がある。

### (3) その他について

今回はその他について特になかった。

## 3 閉会